

安全報告書

令和4年度



2023年8月



Manyosen

万葉線株式会社

1. はじめに

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の輸送安全確保における前年度の実績や本年度の実施計画により作成、公表することによって、輸送安全に対する考えを利用者の方々に知って頂くものであります。

2. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業運営に対して、日頃のご利用、ご支援、ご協力賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

令和4年度の我が国経済は、ウィズコロナの下での各種政策の効果もあって、社会経済活動の正常化が進み、活気を取り戻しつつあるものの、オミクロン株の流行や、ウクライナ情勢による物資不足などの影響から、海外景気の下振れが景気をも下押しするリスクとなりました。

地域鉄道を取り巻く環境は、少子高齢化や原材料価格の上昇による動力費の増加など、引き続き極めて厳しい状況が続いていることに加え、新型コロナによる輸送人員、運輸収入の回復を進めることが課題となっています。

こうした中、令和4年4月1日に開業20周年を迎えることができ、快適で安定したサービスや信頼される輸送の提供に日々努めてまいりました。

また、新型コロナの状況を見ながら、ビール電車の再開や光の道プロジェクトなど、感染症対策を講じながら企画電車の復活及び新たな企画の実施にも努めました。さらに、ドラえもん ترام 運行開始10周年記念行事として、記念乗車券やペーパークラフトの発売を開始し、ネット販売を活用することで、全国に弊社商品のみならず、沿線のPRをすることが出来ました。

安全運行を図るため、レールの重軌条化、踏切保安設備等の整備など、引き続き設備改良の実施を進めるとともに、教育訓練の充実を積極的に取り組みました。また、今冬は全社をあげて積雪、凍結防止対策を講じ、終日運休することなく、利用される皆様の足の確保に努めました。

地域交通の重要な役割を担う万葉線におきましては、国、富山県、高岡・射水両市、各種団体等のご支援とご協力をいただきながら、沿線の皆様との連携のもと、「より安全・安心・安定した良質の輸送サービスの提供」に努めて参ります。

お客様や地域の皆様におかれましては、本報告書をご高覧の上、ぜひご意見やご助言をいただければ幸いです。

代表取締役社長 中村 正治

3. 輸送の安全確保に関する基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動の規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
 - ② 規程の遵守は安全の基礎である。
 - ③ 執務の厳正は安全の要件である。
- ・人命救助を最優先に行動し、最も安全適切な処置をとる。(危険＝停止)
 - ・連絡、報告、打ち合わせを綿密に行い、情報を共有し透明性を確保する
 - ・常に問題意識を持ち、訓練と自己研鑽に励む。

4. 近年発生した重大事故の対策について

4-1 【平成30年7月21日中新湊駅構内で発生した車両脱線事故】

実施している対策

- (1) 曲線半径200m以上の曲線箇所に対し、摩擦力を低下させるため適宜塗油作業を行っております。
- (2) 夏期には、散水装置を活用しレール温度の管理をし、合わせて継目箇所の確認を行い、遊間を管理しております。
- (3) 脱線防止ガード設置箇所については、レールの摩耗量を測定し摩耗が進行した場合には、外軌レールの交換と合わせて摩耗防止レールを設置致します。
- (4) 摩耗防止レール設置箇所は、摩耗防止レールの摩耗量を継続して監視し、摩耗量が普通レールの交換基準値になった場合には交換を行います。
- (5) 併用軌道区間の曲線においては、内軌側のフランジウエイ幅の管理を行い、広くなる前にアスファルト補修を行います。

4-2 【平成31年1月30日新吉久停留場付近で発生した車両脱線事故】

実施している対策

- (1) 計画的に進めている重軌条化工事と合わせて道床交換工事を行う際は、PCまくら木化により軌間保持機能を確保する。尚、暫定措置として計画的にゲージタイを設置致します。
軌道区間については、アスファルト舗装の改修時にレール締結状態を確認するとともに、犬くぎの増し打ち及びウッドストラットを設置致します。

- (2) 定期検査のほか徒歩巡視及び曲線区間のレール塗油時に軌間の測定を行い、軌間変位の管理の強化をしております。
- (3) 軌間変位が生じた際、レールにアスファルトが押され隙間が生じることを利用し、動的な軌間拡大の把握方法を新たに行うため、レール側面部のアスファルト舗装の隙間の管理を実施しております。
- (4) アスファルト舗装の隙間の増加及び前回の軌間計測値との比較を行い、基準値内であっても急激に軌間が大きくなった個所においては、アスファルトを掘削し犬くぎの支持状況を直接確認致します。なお、レール交換を実施する際は、併せてガードレールを設置致します。

4-3 【令和2年4月6日に急患医療センター前交換場所において、信号を冒進するインシデント】

実施している対策

作業マニュアルを定め、教育訓練を継続的に実施し周知・徹底を行っている。

5. 令和4年度の事故発生状況

重大事故 - - - 0件

インシデント - - 0件

自動車との接触事故は4件発生し、内容は道路障害事故でした。弊社では、『譲る気持ちと待つゆとりある運転』を実践し接触事故の減少に努めておりますが、昨年度より接触事故が3件増加しました。沿線の皆様には、交差点付近及び右折などで軌道敷内に進入する際は後方確認を行い軌道敷外で電車が通過するのを待って右折及び横断を開始するようお願いいたします。輸送障害事故は10件発生し、昨年度より5件増加しました。内2件は車両故障によるもので、引き続き点検整備を強化し、再発防止に努めてまいります。

※インシデント - - - 事故が発生する恐れのある事象

※道路障害事故 - - - 踏切道以外の道路で車両が道路を通行する車両等と衝突し、又は接触し人の死傷を生じるおそれのある程度以上の衝撃を伴った衝突又は接触した事故

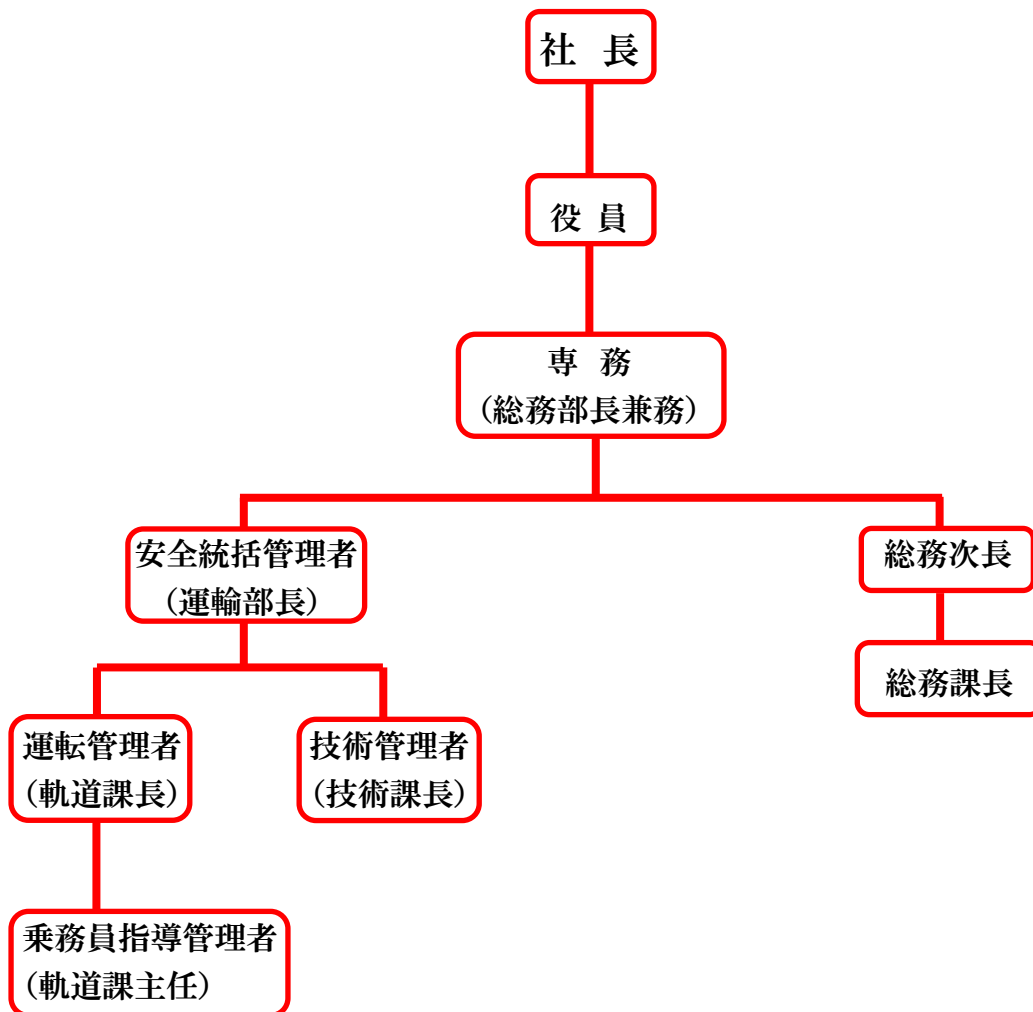
※輸送障害事故 - - - 気象の影響等により車両の運転を休止したものの又は、30分以上の遅延を生じたもの

6. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し運用しています。この組織の中で、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組みます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
専務 (総務部長兼務)	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。
運 輸 部 長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 長 (運転管理者)	安全統括管理者の指導の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 主 任 (乗務員指導管理者)	運転管理者の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 課 長 (技術管理者)	安全統括管理者の指導の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。
総 務 次 長	輸送の安全確保のため、運転士等の健康、労務に関する事項を統括管理する。
総 務 課 長	輸送の安全確保に必要な設備、財務、要員に関する事項を管理する。

7. 安全対策の実施状況

(1) 施設

- ・線路設備 重軌条化工事（越の瀧～東新湊間）、軌道整正バラスト補充（能町口～米島口間）ゲージタイ設置（西新湊～庄川口間）
- ・踏切保安設備等 制御機器の更新（西新湊・新湊中学西口踏切）高岡駅電子連動機器更新
- ・電路設備 スパン線・架線更新（高岡駅～片原町間）
- ・車両検査 電源装置・冷房装置設置（7076号）、全般検査重要部検査、低床車両の車輪交換
- ・その他 軌道区間の舗装補修・電停補修（米島口～急患医療センター前電停）

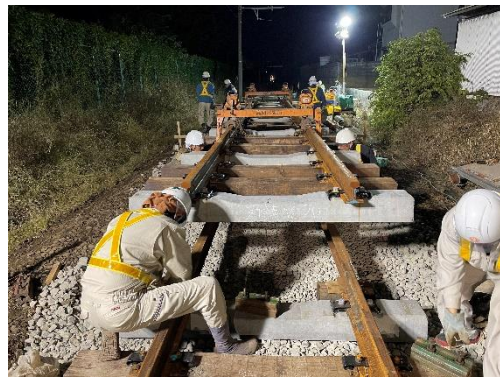
(2) 教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導（西新湊構内踏切）
春の全国交通安全運動期間中 交通安全指導（片原町停留場）
- 5月 安全輸送サービス向上旬間
- 7月 夏の交通安全県民運動
右折車両への交通安全指導（8号線下交差点）
事故防止会議（机上教習）
- 8月 安全輸送サービス向上旬間
- 9月 秋の全国交通安全運動 交通安全指導（新吉久、吉久停留場）
高齢者の踏切安全指導（リーフレット配布）
全国路面軌道連絡協議会（運転、車両部会研修）
内燃除雪車学科試験
救命講習（全社員）
- 10月 全国路面軌道連絡協議会（土木、電気部会研修）
運転管理者・鉄道保安連絡会議
- 11月 地震発生に伴う列車の津波避難誘導訓練
事故防止会議（実施教習）
- 12月 年末年始輸送安全総点検 交通安全指導（片原町停留場）
除雪対策会議
内燃除雪車技能試験

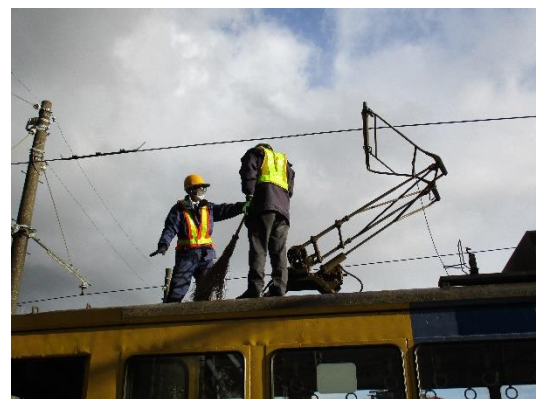
踏切安全指導、交通安全指導



重軌条化工事



教育訓練



令和5年度の実施計画

(1) 令和5年度の安全目標

- ・ 重大事故、人身事故ゼロ
- ・ 接触事故、輸送障害事故の抑制

(2) 令和5年度の施設整備計画

- ・ 線路設備 重軌条化工事（レール交換、PC枕木化、海王丸駅～東新湊駅間）、路盤補修（越の潟構内）
吉久区画線カラー舗装
- ・ 信号保安設備 常置信号機の更新（中新湊駅）
- ・ 踏切保安設備 制御機器の更新（庄川口踏切）
- ・ 電路設備 碍子の交換、スパン線及び支線張替（米島口～新能町間）電柱の更新（中新湊構内・能町口構内）
ポイントヒーター更新（米島口・広小路）
- ・ 車両検査 全般検査、重要部検査、台車検査、低床車両の車輪交換
主抵抗器更新、ICカードシステム機器設置
- ・ その他 防犯カメラ設置（海王丸）、庄川橋梁鉄塔塗装

(3) 令和5年度の教育訓練及び社内での取組計画

- 4月 踏切安全指導（西新湊構内踏切）
事故防止会議（机上教習）
春の全国交通安全運動期間中 交通安全指導（片原町、新吉久、吉久停留場）
- 5月 安全輸送サービス向上旬間
- 7月 夏の交通安全県民運動
右折車両への交通安全指導（8号線下交差点）
- 8月 安全輸送サービス向上旬間
事故防止会議（実地教習）
- 9月 秋の全国交通安全運動 交通安全指導（片原町、新吉久、吉久停留場）
高齢者の踏切安全指導
職場環境及び健康診断実施状況会議
全国路面軌道連絡協議会（運転、車両部会研修）
内燃除雪車学科試験
- 10月 全国路面軌道連絡協議会（土木、電気部会研修）開催地万葉線

運転管理者・鉄道保安連絡会議

1 1 月 地震発生に伴う列車の津波避難誘導訓練

1 2 月 事故防止会議（実施教習）

年末年始輸送安全総点検

除雪対策会議

内燃除雪車技能試験

令和6年2月 運輸安全マネジメント内部監査研修

8. 沿線の皆様へお願い

※「道路交通法第21条及び第31条をお守りください。」

- (1) お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際は、後方から電車が接近していないか必ずご確認ください。また、接近してきた場合には速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。**電車は急に止まれません。**
- (2) 電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通過する時は、一旦停止又は徐行運転をお願いします。
- (3) 線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。

ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ! 路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ! 軌道敷内を通行してはいけません。

OK

交通ルールとマナーを守ろう!

お願いします 電車は急に止まれません!!

道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近して来たときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

**交通ルールの遵守と
正しい交通マナーを実践して
交通事故防止に努めよう!!**

**路面電車に関する
交通ルールと
正しい交通マナー**



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内へ進入する時は、後方からの電車の確認と、十分な距離(電車は急に止まれません)があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願い致します。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

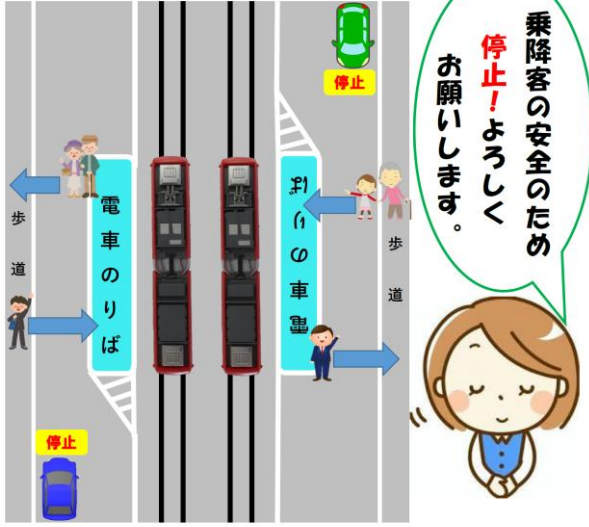
ドライバーの皆様へ

万葉線からのお願い

片原町、新吉久、吉久の平面電停に電車が停車しているときは、後方で停止をお願いします。

道路交通法 第31条では、

- 路面電車に追いついた時は、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停止しなければならない。と定められています。



◇万葉線株式会社 ◇万葉線対策協議会 ◇高岡警察署

片原町停留場
(上り、下り)



新吉久停留場
(上り 高岡駅方面)



吉久停留場
(上り、下り)

